

多様なコミュニケーション手段をより多くの人が利用できる環境づくりを進めます。

### 障がい理解の促進

障がいのある人が市内の小中学校に直接出向き、障がいに対する理解を深める障がい者ふれあい事業などの啓発事業を行います。



▲福祉教育の充実

### ICT機器の活用

タブレット端末やアプリケーションなどのICT機器を活用したコミュニケーション方法の普及促進を図ります。



▲ICT機器を活用した遠隔手話通訳

### 派遣事業の充実

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の充実のほか、ボランティアなどの人材育成を推進します。



▲手話や点訳ができる人を育成

## 障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重することが基本です

障がいに合ったコミュニケーション手段を選択することは、障がいのある人とない人が互いに理解し合う第一歩となります。一人ひとりが相手を思いやる気持ちを大切に、みんなでやさしいまちを創り上げましょう。

まずは講座に参加してみよう。

#### ①点訳奉仕員養成講座

とき 5月25日～11月16日の毎週金曜日13時30分～15時30分(全25回)

対象 講習会修了後、視覚に障がいのある人のために点訳ボランティアができる人

定員 10人(先着順)

受講料 1,500円(テキスト代含む)

申込締切 5月14日(月)

#### ②音訳奉仕員養成講座

とき 6月1日～10月19日の毎週金曜日10時～12時(全20回)

対象 講習会修了後、視覚に障がいのある人のために音訳ボランティアができる人

定員 10人(先着順)

受講料 1,500円(テキスト代含む)

申込締切 5月14日(月)

#### ③要約筆記入門講座

とき 6月16日～7月21日の毎週土曜日9時30分～11時30分(全6回)

対象 聞こえに障がいのある人のコミュニケーションを支える活動に関心のある人

定員 10人(先着順)

受講料 無料

申込締切 6月1日(金)

ところ いずれも第一地区コミュニティセンター

申込先 ①②小松市社会福祉協議会 ☎22・3354、

③ふれあい福祉課 ☎24・8052

私たちと一緒にボランティアを始めてみませんか。



点訳友の会の皆さん

～やさしさあふれる共生のまちをめざして～

# 「小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定しました



手話サークル8の会の皆さん

私たちは日々多くの情報を見聞きし、また会話を通じてコミュニケーションを行っています。しかし、例えば聴覚に障がいのある人に文字のみで伝えたり、視覚に障がいのある人に音声のみで情報を提供したりするだけでは十分に意思疎通を図ることはできません。

市では、障がいのある人のコミュニケーション手段について選択の機会を確保し、全ての人がやさしく分かりやすいコミュニケーションを行うことで、互いの理解を深め、いきいきと暮らせる「やさしさあふれる共生のまち」を目指し、条例を制定しました(条例の全文は市ホームページに掲載しています)。

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8052

## 障がいのある人のコミュニケーション手段

障がいのある人と意思疎通を図る方法はたくさんあります。障がいの特性などに配慮し、様々なコミュニケーション手段を使ってみましょう。

#### ■聴覚に障がいのある人には…

- ・手話  
手や指、表情などで意思疎通を行う言語
- ・筆談  
互いに文字で書いて意思を伝え合う



#### ■視覚に障がいのある人には…

- ・点字  
平面から盛り上がった6つの点により文字を表現
- ・音訳  
視覚情報を音声で録音し、情報を伝える



#### CHECK 手話は大切な「言語」です

2011年に改正障害者基本法が成立し、手話は「言語」の一つとして認められました。手話の歴史や言葉を知るとは、聴覚障がいについて理解を深めることにつながります。皆さんも簡単なあいさつから、手話を学んでみましょう。



#### ■そのほかのコミュニケーション手段(一例)

- ・イラスト、記号  
言葉以外に絵や図を交えて意思疎通を行う
- ・るび振り  
文章の漢字などにふりがなをつける
- ・要約筆記  
話の内容をまとめ、正しく、速く、読みやすく文字で伝える
- ・代筆  
本人に代わって文字を書く

